

「不正競争防止法の一部を改正する法律案」の概要

背景

- 平成21年の改正により、営業秘密を侵害した者に対する刑事措置の対象範囲が拡大された際、「刑事訴訟手続において営業秘密の内容が公になることを恐れて被害企業が告訴を躊躇する事態が生じていることにかんがみ、早急に対応すべき」の附帯決議がなされた。
- また、アクセスコントロールを回避し、違法な海賊版ゲーム等を使えるようにする装置が横行し、甚大な被害が生じている(年間約1600億円に上るとの試算あり)。

法案の概要

- 営業秘密の適切な保護を図るため、刑事訴訟の過程において営業秘密の内容を保護するための手続を設ける。
- アクセスコントロール回避装置について、規制対象を拡大するとともに、当該装置の提供行為に刑事罰を導入する。

措置事項の概要

1. 営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備

- 裁判において、営業秘密の内容を秘匿し、別の呼称を用いることができるものとする。
(例: 営業秘密の内容が、化学反応を起こす温度である「1300℃」である場合に、これを「X℃」と言い換える)
- 公判期日外の期日において証人等の尋問及び被告人質問を行うことができるものとする。

2. アクセスコントロール回避装置に対する規制強化

- アクセスコントロール回避機能以外の機能を有していても、実質的に、それを回避するために用いられている場合を新たに規制対象に追加する。
※ 現行法では、アクセスコントロール回避機能「のみ」を有する装置の提供行為が規制の対象
- アクセスコントロールを回避する装置の提供行為について、刑事罰を導入する。
※ 今国会において、水際規制を導入する関税法改正がなされた

1. 営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備



裁判官等が「この化学反応はX℃で生じる」と言い換え



傍聴人なしで証人尋問等を実施

2. アクセスコントロール回避装置に対する規制強化

● アクセスコントロールの例 (ゲーム機)



(c)2008 Nintendo



正規品:
可動する

(c)2006 Nintendo



違法品:
本来可動しない

正規ソフト以外の可動を制限する信号を解除。